

資料 3

「外国人雇用実態調査」について

外国人雇用実態調査の実施経緯について

1 外国人雇用対策の在り方に関する検討会（令和3年3月～6月）〔6回〕

▶ 中間取りまとめの概要〔外国人雇用対策の在り方と方向性〕（令和3年6月28日）

- (1) 我が国労働市場への外国人労働者の包摂の状況や国際的な労働移動を適切に把握し、エビデンスに基づいた外国人雇用対策を講じるべき。
- (2) 新型コロナウイルス感染症禍で起きている複層的な課題を解決するために、関係機関が得意とする分野を生かして、連携して対応していくべき。
- (3) 日本と母国の文化ギャップの克服や、専門的・技術的分野の外国人労働者の長期キャリアを前提とした就労環境を整備していくべき。
- (4) 外国人雇用対策は、我が国の雇用や労働市場の質を向上させるという積極的な視点をもって推進するべき。

2 外国人の雇用・労働に係る統計整備に関する研究会（令和3年10月～令和4年3月）〔4回〕

▶ 検討項目

- ✓ 国内外における統計の整備状況を把握した上で、外国人労働者の雇用管理の実態の把握に加え、我が国労働市場への包摂の状況や、国際的な労働移動等を適切に把握するため、新たに整備が必要と思われる日本人と外国人が比較可能な統計について、優先順位の整理を行う。
- ✓ 新たな統計を整備する際の技術的課題の整理を行う。
- ✓ その他、外国人労働者に係る施策に資する既存統計等のデータの活用の検討を行う。

3 外国人の雇用状況に係る統計調査の新設に関する研究会（令和4年6月～令和5年3月）〔4回〕

- ▶ 既存統計で把握される雇用労働状況と外国人の雇用労働状況の比較や、職種別、産業別、在留資格別に外国人労働者の労働条件等の把握・分析が可能となる公的な統計調査の新設に向けて、具体的な調査項目及び調査票の設計、標本集団の設定、高い回収率を確保するための方策等について検討。

4 外国人雇用実態調査に係る研究会（令和5年9月～令和7年3月）〔4回〕

- ▶ 具体的な調査・集計項目等の検討

5 調査実施

- ・令和5年調査（令和5年10～11月実施・令和6年12月結果公表）
- ・令和6年調査（令和6年10～11月実施・令和7年8月結果公表）
- ・令和7年調査（令和7年10～11月実施・集計中 ※令和8年8月公表予定）

外国人雇用実態調査について

外国人雇用実態調査の概要

対象 外国人労働者を雇用する事業所（※）及び当該事業所に雇用される外国人労働者
(※) 外国人雇用状況届の届出がある事業所から対象事業所を抽出。

目的 産業別、事業所規模別、在留資格等の別に外国人労働者の雇用管理や入職離職の状況等を明らかにする。

概要

- 雇用動向調査、就業構造基本調査、賃金構造基本統計調査等と整合させた調査項目とし、既存統計との比較を可能とする。
- 回収率確保の観点から、オンライン回答を受け付けるとともに、労働者調査は多言語で実施する。
- 調査時期は10月～11月、公表は翌年夏。

主な調査項目

事業所調査

事業所の属性情報

（企業全体の常用労働者数、事業内容、在留資格別常用労働者数等）

雇用する労働者の属性情報

（性、年齢、最終学歴、在留資格）

現在の雇用状況

（雇用形態、就業形態、勤続年数、役職、職種、労働日数・時間、賃金）

労働者調査

※回答者の負担軽減のため、一部調査項目を複数年を単位とする周期調査とする。

毎年調査する項目

- **外国人の属性情報**（性、出生年月、職業、在留資格、出生地、学歴(母国)、学歴(日本)、国内就労期間、母語、日本語能力、配偶者の有無等）

入職経路

（入職前居住地、入職経路、入国情況負担者、入国までに要した費用、入国までに要した期間、仕事に就くまでのトラブル、等）

数年おきに調査する項目

- **前職の状況**（前職の有無・職業等）
- **生活状況**（子どもの有無、世帯収入、仕送り）
- **現在の雇用状況**（転職希望の有無、副業の有無、訓練・自己啓発の有無）

《調査対象数》

事業所数 約1万事業所
労働者数 約4万人

外国人の雇用実態等を産業別、在留資格別等の別に明らかにし、
今後の外国人雇用対策立案の基礎資料とする

「外国人雇用実態調査」の結果について（概要）

- 外国人労働者の賃金、労働時間や入職経路・生活状況等の実態について、在留資格や産業別に把握するための統計を令和5年に創設。

※事業所だけでなく労働者も含め幅広く調査。

令和5年外国人雇用実態調査 令和6年12月26日（木）公表

令和6年外国人雇用実態調査 令和7年8月29日（金）公表

- ① 外国人労働者に焦点を当てた総合的な調査
② 入職経路や生活状況等について、労働者本人から調査を行う 点が特徴。

以下は令和6年外国人雇用実態調査の結果（括弧内の数字は令和5年調査のデータ）。

外国人労働者数（雇用保険被保険者数5人以上の事業所が対象）約182万人

【産業別】

製造業 30.7%
(32.0%)

サービス業 17.6%
(他に分類されないもの)
(16.9%)

卸売・小売業 10.6%
(10.7%)

【在留資格別】

専門的・技術的分野 38.9%
(35.6%)

身分に基づくもの 27.6%
(30.9%)

技能実習 20.2%
(22.8%)

【国籍】

※労働者票による
ベトナム 32.4%

(29.8%)

中国 14.7%
(15.9%)

フィリピン 10.5%
(10.0%)

「令和6年外国人雇用実態調査」の結果について（事業所調査）

○ 外国人労働者(短時間労働者を除く)の

「きまって支給される給与額」は、**平均27.5万円**(実労働時間174.6時間)。

※ 「きまって支給される給与額」は労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）を指す。

[在留資格]

[きまって支給される給与額]

専門的・技術的分野	28.9万円 (実労働時間 175.5時間)
うち 特定技能	25.0万円 (実労働時間 181.5時間)
技能実習	21.0万円 (実労働時間 185.4時間)
身分に基づくもの	30.5万円 (実労働時間 166.3時間)

(参考) 賃金構造基本統計調査

※常用労働者10名以上を対象に集計

専門的・技術的分野 (特定技能を除く)	32.0万円
特定技能	24.8万円
技能実習	21.5万円
身分に基づくもの	33.6万円
※一般労働者（全体）	36.0万円
※一般外国人労働者（全体）	27.6万円

○ 外国人労働者の採用理由としては、

労働力不足の解消(69.0%)や**日本人と同等の活躍への期待(54.7%)**を挙げる事業所が多い。

○ また、雇用面での課題として、

日本語能力等によるコミュニケーションのとりづらさを挙げる事業所が多い(43.9%)。

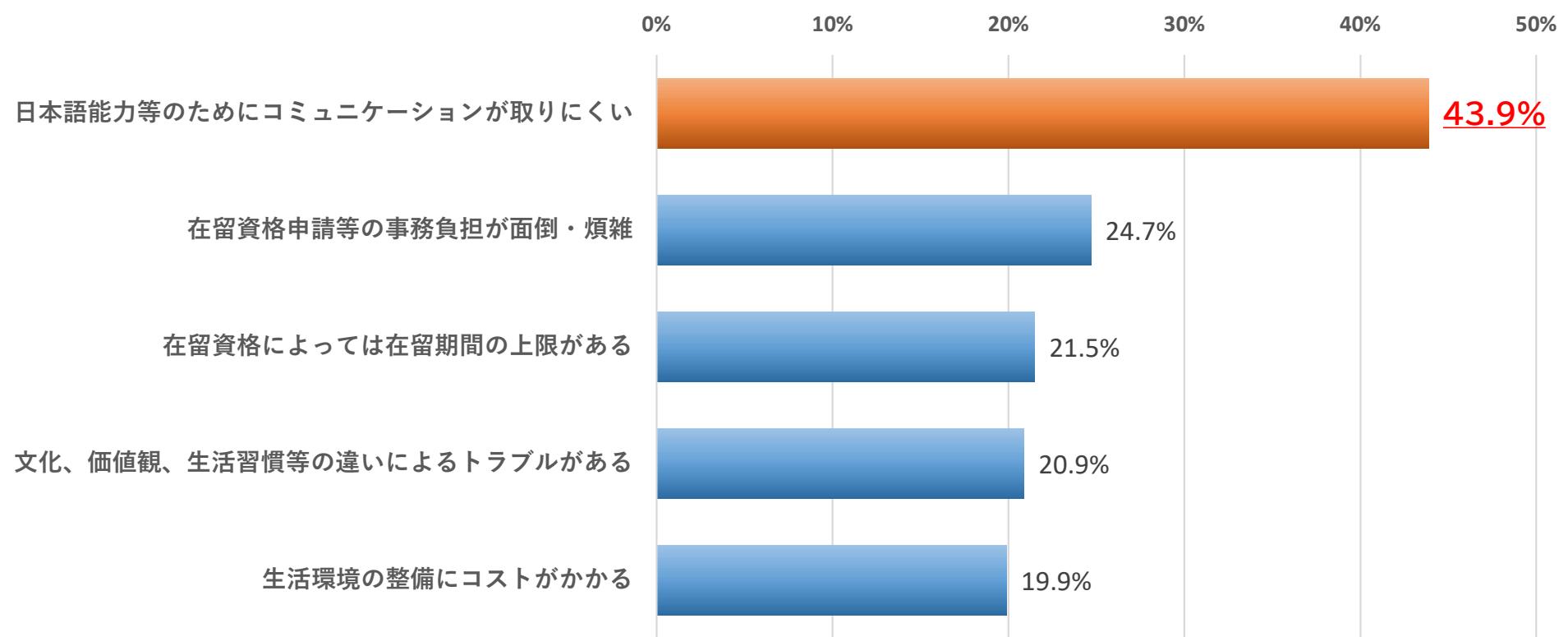
「令和6年外国人雇用実態調査」の結果について（労働者調査）

- 職業別では、
生産工程従事者(33.4%。特に定住者、技能実習では5割超、特定技能では4割超が従事)、
専門的・技術的職業従事者(13.4%。特に 技術・人文知識・国際業務では約4割が従事)が多い。
- 最終学歴別では、
高校(40.6%。特に留学、特定技能、技能実習では5割超)、大学(29.0%)が多い。
- 入職経路として、
国内転職では、「知人・友人を通して」(35.2%)、「求人広告」(19.7%)が多く、
海外からの入職の際は、「出身国の紹介会社等を通して」(44.7%)が多い。
- 入国までにかかった費用総額としては、
「20～40万円未満」が22.6%(特に 定住者では55.5%)、「20万円未満」が18.6%、
「40～60万円未満」が14.5%となっている。
- 同居する家族全員の手取り収入の合計では、「10～19万円」が34.8%(特に技能実習では7割超、
特定技能では4割超)、「20～29万円」が23.9%、「30～39万円」が12.6%となっている。
- **母国の家族などへの仕送りの有無では、5割超が仕送りを実施。**1年間の仕送り額では、「50～100万円未満」が32.7%と最も多く、「50万円未満」が31.8%、「100～150万円未満」が20.2%。
1年間の平均金額をみると、外国人労働者全体では104.3万円、最も高いのが「特定技能」の
123.3万円であり、「技能実習」は106.3万円となっている。

外国人労働者の雇用に関する課題について

- 外国人労働者の雇用に関する課題（複数回答）をみると、「日本語能力等のためにコミュニケーションが取りにくい」が43.9%と、令和5年調査（44.8%）に続き2年連続で最も多くなっており、次いで「在留資格申請等の事務負担が面倒・煩雑」が24.7%、「在留資格によっては在留期間に上限がある」が21.5%となっている。

外国人労働者の雇用に関する課題別事業所割合（複数回答・上位5項目抜粋）



出典：厚生労働省「令和6年外国人雇用実態調査」